

重要

令和4年度果樹経営支援対策事業（第2次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「1. 優良品目・品種への改植又は新植」及び「2. その他 特任事業の防風網・防霜ファンの整備」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場産業課へ提出してください。

「2. その他」の要望については、直接産業課まで相談してください。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から④のいずれかに該当する者）

① 認定農業者
② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者 (ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を0.5ha以上とする。)
③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
④ 認定新規就農者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 優良品目・品種への改植又は新植		
(1) りんご改植		実施面積 2a以上 ・通常の植栽密度を有し、かつ過去5年以上通常の生産が行われている園地 ・過去に補助事業で植栽した果樹の場合、8年以上経過してなければ実施は不可
① わい化への改植（33本/10a以上）	定額：33万円/10a	
② 普通台への改植（18本/10a以上）	定額：17万円/10a	
③ 高密植栽培への改植（165本/10a以上）	定額：53万円/10a	
④ 超高密植栽培への改植（250本/10a以上）	定額：73万円/10a	
⑤ 朝日ロンパ方式（33本/10a以上）	定額：33万円/10a	
(2) 落葉果樹普通樹への改植（ぶどう・とうとう・桃）	定額：17万円/10a	
(3) 新植		
① 慣行栽培（普通台・その他落葉果樹）	定額：15万円/10a	
② わい化栽培	定額：32万円/10a	
③ 高密植栽培	定額：52万円/10a	
④ 超高密植栽培	定額：71万円/10a	
2. その他		
・小規模園地整備	補助率1/2以内	
・かん水設備設置	補助率1/2以内	
・放任園発生防止対策 (廃園)	りんご・主要落葉樹 上記以外	定額8万円/10a(税込み) 補助率1/2以内 廃園後は果樹以外の活用とする
・特任事業	防霜施設 防風施設	補助率1/2以内 果樹共済または収入保険に入れていくこと。

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

*** ウラ面につづく ***

令和4年度 果樹経営支援対策整備事業（第2次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

農業者氏名	農業者住所	電話番号	担い手の区分	果樹経営面積 (担い手の区分が②・③の場合記入) ha
印	鶴田町大字	■自宅 0173- ■携帯 -	①・② ③・④	

※担い手の区分 ① 認定農業者
② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう単作の場合はO.7ha以上の者）
③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者
④ 認定新規就農者

II 事業の内容

園地番号 (1筆ごとに記入)	園地の所在地 (1筆ごとに記入)	1筆の全部 または一部 実施面積 (品種ごとに記入)	転換元（伐採樹の現況）		転換先（新たに植栽する内容）	
			普通樹または わい化の区分 (○で囲む)	過去の補 助事業に による植栽 の有無	品種名 (品種ごとに記入)	品種名 (品種ごとに記入)
1 字	市・町 大字 番地	全部・一部 m^2	普通・わい化	有・無 本	普通・わい化 高密植・超高密植	普通・わい化 高密植・超高密植
2 字	市・町 大字 番地	全部・一部 m^2	普通・わい化	有・無 本	普通・わい化 高密植・超高密植	普通・わい化 高密植・超高密植
3 字	市・町 大字 番地	全部・一部 m^2	普通・わい化	有・無 本	普通・わい化 高密植・超高密植	普通・わい化 高密植・超高密植
4 字	市・町 大字 番地	全部・一部 m^2	普通・わい化	有・無 本	普通・わい化 高密植・超高密植	普通・わい化 高密植・超高密植
合 計						

III 消費税申告（○で囲む）

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

令和4年度 果樹経営支援対策事業（第2次）の実施要望書（防風網・防霜ファンの整備）

農業者氏名	農業者住所	電話番号
印	鶴田町大字	自宅 携帯

I 事業主体（農業者）の担い手要件

担い手の区分 (○で囲む)	① 認定農業者
	② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者 ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上とする
	③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ果樹経営面積が0.7ha以上の者
	④ 認定新規就農者

II 事業の内容

実施園地の所在地	面積 (m ²)	園地の現状		実施計画 (m、基)
		普通樹または わい化の区分	品種	
市・町 大字 字		普通 わい化		
市・町 大字 字		普通 わい化		

III 果樹共済または収入保険制度の加入の有無（○で囲む）

令和4年産果樹共済または 収入保険制度加入の有無	① すでに加入している
	② 申込みはまだだがこれから加入する
	③ 令和4年産から加入する予定である

IV 消費税の申告（○で囲む）

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

* 補助金の交付は令和5年9月下旬の予定です。

したがって工事代金を一度全額自己負担する必要があります。

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はづみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください

III 申込み締切

令和4年7月29日（金）【厳守】

IV. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかり固めて来てください。
漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。
実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。
つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和4年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
(ただし、JA購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可)
- * 補助金の交付は、年内完了分は令和5年3月下旬、翌年完了分は令和5年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円／10a (5.5万円／10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない

■問合せ先：産業課 農業振興班（TEL 22-2111 内線292） 川村 恵幸